

改正

平成22年3月31日訓令第3号

平成22年9月29日訓令第9号

平成23年3月31日訓令第6号

平成24年3月30日訓令第3号

平成24年11月21日訓令第9号

平成25年3月29日訓令第4号

平成25年11月29日訓令第13号

平成26年3月31日訓令第3号

平成27年3月31日訓令第8号

平成28年3月31日訓令第5号

平成28年11月2日訓令第13号

平成29年3月30日訓令第4号

平成30年3月29日訓令第5号

平成31年3月28日訓令第4号

令和2年3月30日訓令第3号

令和3年3月30日訓令第5号

令和4年3月24日訓令第3号

大和市許認可等の標準処理期間に関する規程

(目的)

第1条 この訓令は、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条及び大和市行政手続条例（平成9年大和市条例第2号）第5条に規定する許認可等の事務の処分に係る標準的な期間（大和市教育委員会が定めたものであって、大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第5号）の規定により補助執行職員が事務を行うものを含む。以下「標準処理期間」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(標準処理期間)

第2条 標準処理期間は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(日数の算定)

第3条 標準処理期間は、申請が到達した日の翌日から起算して当該申請に対する処分をする日までの日数とする。

2 標準処理期間には、原則として、次に掲げる日数は算入しないものとする。

- (1) 大和市の休日を定める条例（平成元年大和市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）の日数
- (2) 申請期間を定め、その期間内に申請のあったものを一括して処理する場合における当該申請期間の末日までの日数
- (3) 申請書の不備等の理由により補正するために必要とする日数及び審査のために必要な書類等の追加のために必要とする日数
- (4) 申請者が自ら申請内容を変更するために必要とする日数
(適用除外)

第4条 当該申請に対する処分に異例な事務を必要とし、決裁者が第2条に規定する標準処理期間の範囲内で処理することができないと認める場合は、当該期間を超えて処理することができる。
(委任)

第5条 この訓令の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成22年訓令第3号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年訓令第9号）

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第6号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年訓令第3号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1、4 市民経済部の表市民課、外国人登録原票記載事項証明書の交付の項を削る改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年11月21日訓令第9号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月29日訓令第13号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年 3 月31日訓令第 3 号）

この訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日訓令第 8 号）

この訓令は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1、5 環境農政部の表みどり公園課の項の改正規定は、同年 5 月29日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日訓令第 5 号）

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年11月 2 日訓令第13号）

この訓令は、平成28年11月 3 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月30日訓令第 4 号）

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月29日訓令第 5 号）

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月28日訓令第 4 号）

この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月30日訓令第 3 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月30日訓令第 5 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月24日訓令第 3 号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

1 共通事項

許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
証紙売りさばき人の指定	大和市証紙条例(昭和47年大和市条例第13号) 第 5 条第 1 項	14日
証紙の返還等	同条例第 7 条	14日

行政財産の目的外使用の許可	地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項	30日
行政財産の目的外使用に係る使用料の減免	大和市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（昭和43年大和市条例第9号）第8条	30日

2 政策部

所管課名	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
政策総務課	大和市住民投票条例（平成18年大和市条例第1号）に基づく住民投票の代表者証明書の交付	大和市住民投票条例施行規則（平成18年大和市規則第63号）第2条	3日

3 総務部

所管課名	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
総務課	条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第91条第2項	3日
	主要公務員の解職請求代表者証明書の交付	同令第121条	3日
	教育委員会の教育長又は委員の解職請求代表者証明書の交付	地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第3条第1項	3日
	境界確認証明の発行	大和市境界査定取扱規則（昭和46年大和市規則第42号）第6条第1項	3日
	行政文書公開決定	大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）第11条第1項	14日（休日を算入するものとし、最終日が休日である場合は当該休日の直後の休日でない日までとする。以下この項

			において同じ。)
	行政文書一部公開決定	同条例第11条第1項	14日
	行政文書非公開決定	同条例第11条第2項	14日
	行政文書公開請求拒否決定	同条例第11条第3項	14日
	保有個人情報開示決定	大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）第23条第1項	14日
	保有個人情報一部開示決定	同条例第23条第1項	14日
	保有個人情報不開示決定	同条例第23条第2項	14日
	保有個人情報開示請求拒否決定	同条例第23条第3項	14日
	保有個人情報訂正決定	同条例第34条第1項	30日（休日を算入するものとし、最終日が休日である場合は当該休日の直後の休日でない日までとする。以下この項において同じ。)
	保有個人情報不訂正決定	同条例第34条第2項	30日
	保有個人情報利用停止決定	同条例第42条第1項	30日
	保有個人情報利用不停止決定	同条例第42条第2項	30日
管財課	庁舎の使用許可	大和市庁舎管理規則（昭和49年大和市規則第7号）第8条第2項	14日

4 市民経済部

所管課名	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
------	--------	------	--------

市民課	印鑑の登録及び証明の交付に関する手続	大和市印鑑条例（昭和51年大和市条例第23号）第7条及び第15条	即日（一部につき30日）
	自動車の臨時運行の許可	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条	即日
	住民票の写し若しくは除票の写し又は住民票若しくは除票の記載事項証明書書の交付	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条から第12条の4まで	即日
	住民基本台帳の一部の写しの閲覧	住民基本台帳法第11条及び第11条の2	即日（ただし、同法第11条の2の規定による申出については、閲覧日は原則翌月とする。）
	戸籍謄本若しくは抄本の交付又は戸籍の届出の受理若しくは不受理証明等の交付	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条、第12条の2、第48条及び第120条	即日（ただし、戸籍謄本及び抄本の交付について、届出と同時に交付申請を受け付けた場合にあっては14日）
	埋葬・火葬又は改葬の許可	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条第1項	即日
	戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付	住民基本台帳法第20条	即日
	転出証明書の交付	住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第24条	即日
	住民票コード変更通知書	住民基本台帳法第30条の4第4項	即日

	の交付		
保険年金課	出産育児一時金の支給決定	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条	30日（直接支払による場合は60日）
	葬祭費の支給決定	同法第58条	30日
	高額療養費の支給決定	同法第57条の2	30日
	国民健康保険特定疾病療養受領証の交付	国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第27条の13	即日
	限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の4及び国民健康保険法施行規則第27条の14の2	即日
	療養費の支給決定	国民健康保険法第54条	90日
	訪問看護療養費	同法第54条の2	90日
	特別療養費の支給決定	同法第54条の3	30日
	移送費の支給決定	同法第54条の4	90日
	国民健康保険一部負担金の減額決定	同法第44条	30日
	国民健康保険被保険者証又は高齢受給者証の交付又は再交付	国民健康保険法第9条及び国民健康保険法施行規則第7条及び第7条の4	即日
	高額介護合算療養費の支給決定	国民健康保険法第57条の3	90日
生活あんしん課	大和市コミュニティセンターの使用料の減免	大和市コミュニティセンター設置条例（昭和54年条例第6号）第23条	14日
	大和市コミュニティセンターの使用料の還付	同条例第24条	14日
	地縁団体の認可	地方自治法第260条の2	30日
	地縁団体の解散後の財産の処分の認可	同法第260条の31第2項	30日
	大和市コミュニティセン	大和市コミュニティセンター設置	即日

	ターの使用の承認	条例第17条及び第18条	
	大和市コミュニティセンターの使用の変更又は取消	大和市コミュニティセンター設置条例施行規則（平成10年規則第2号）第5条	即日
産業活性化課	協同組合等の設立等の認可	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第27条の2	20日
	大和市企業活動振興条例（平成30年大和市条例第11号）に基づく奨励金の交付決定	同条例第6条及び大和市企業活動振興条例施行規則（平成30年大和市規則第39号）第4条	30日
	同条例に基づく奨励措置に係る事業計画の認定	同条例第8条	60日

5 環境施設農政部

所管課名	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
生活環境保全課	汚染土壌処理業の許可・更新許可申請	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項及び第4項	120日
	汚染土壌処理業の変更許可申請	同法第23条第1項	120日
	専用水道布設工事確認通知書	水道法（昭和32年法律第177号）第33条第5項及び第6項	30日
	専用水道布設工事不適合通知書	同法第33条第5項及び第6項	30日
	小規模水道布設工事確認通知書	大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成24年大和市条例第27号）第6条第3項及び第4項	30日
	小規模水道布設工事不適合通知書	同条例第6条第3項及び第4項	30日

みどり公園課	保存樹林等の指定	大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例（昭和48年大和市条例第7号）第8条	基準日（12月25日）から起算して30日
	公園内での特定行為の許可	大和市都市公園条例（昭和45年大和市条例第24号）第6条	5日
	公園内での集会の許可	同条例第6条	7日
	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項	7日
	鳥獣飼養の登録	同法第19条第1項	7日
	販売禁止鳥獣等の販売許可	同法第24条第1項	7日
	特別緑地保全地区内における行為の許可	都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項	14日
施設課	一般廃棄物処理業の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条	7日
	浄化槽清掃業の許可	浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条	7日
	会議室等の使用承認	大和市柳橋ふれあいプラザ条例（平成5年大和市条例第32号）第17条	即日
	使用料の減免	同条例第24条第1項	7日
	使用料の還付	同条例第24条第2項	14日
	一般廃棄物処理手数料の一括納付	大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則（平成5年大和市規則第18号）第26条	14日
施設課 廃棄物対策課	一般廃棄物処理手数料の還付	大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例（平成4年大和市条例第26号）第36条の2	14日
	一般廃棄物処理手数料の	同条例第37条	7日

	減免		
農政課	農業経営改善計画の認定	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項	60日
	青年等就農計画の認定	同法第14条の4第1項	60日
下水道経営課	排水設備設置義務の免除	下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項	30日
	物件設置等許可（公共下水道施設工事施行等承認）	同法第24条及び大和市下水道条例施行規則（平成7年大和市規則第23号）第18条	14日
	下水道事業受益者負担金の徴収猶予及び減免	大和都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和49年大和市条例第21号）第6条及び第7条	60日
	排水設備計画（変更）の確認	大和市下水道条例（平成6年大和市条例第22号）第6条	7日
	下水道工事店の指定（更新）	同条例第7条第1項	各月の申請基準日の翌日から起算して15日
	下水道排水設備工事責任技術者の登録（更新）	同条例第7条第1項	各月の申請基準日の翌日から起算して15日
	下水道使用料の減免	同条例第23条	10日
	大和市の管理する公共下水道（雨水）及びその他の下水道への合併処理浄化槽排水の接続の特例	同条例第25条第1項	7日
	公共下水道への汚水の区域外接続の取扱い	同条例第25条第2項	7日
	下水道占用の許可	同条例第27条第1項	7日
水洗便所改造資金の助成	大和市水洗便所改造資金助成条例	30日	

	の決定	(昭和44年大和市条例第8号)第6条第2項	
	水洗便所改造資金の償還金の減免	同条例第7条第4項	30日
下水道・河川施設課	河川工事の施行(施行内容変更)の承認	河川法(昭和39年法律第167号)第20条	30日
	河川工事の施行の承認	同法第20条	30日
	準用河川の占用許可及び内容変更の許可	大和市河川法等の施行に関する規則(平成10年大和市規則第20号)第5条及び第8条	30日
	準用河川の占用料の免除	大和市準用河川占用料条例(平成11年大和市条例第41号)第4条第1項	30日
	特定都市河川における雨水浸透阻害行為の許可	特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第9条	30日

6 健康福祉部

所管課名	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
健康福祉総務課	災害援護資金の貸付け	大和市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年大和市条例第32号)第12条及び第13条	30日
	保健福祉センターの使用承認	大和市保健福祉センター条例(昭和62年大和市条例第37号)第4条	即日
	保健福祉センターの使用料の減免又は還付	同条例第11条	即日
	支援給付の決定	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の	14日

		自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条並びに生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条	
	配偶者支援金の支給決定	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第15条及び生活保護法第24条	14日
	社会福祉法人の定款の認可	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第32条	30日
	社会福祉法人の定款の変更の認可	同法第45条の36	30日
	社会福祉法人の解散の認可又は認定	同法第46条第2項	30日
	社会福祉法人の合併の認可	同法第50条第4項及び第54条の6第3項	30日
医療健診課	犬の登録及び鑑札の交付	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項	即日
	犬の予防注射済票の交付	同法第5条第2項	即日
	地域医療センターの診療費用等の減免	大和市地域医療センター条例（平成18年大和市条例第28号）第8条	即日
	地域医療センター講習室の使用承認	同条例第9条	14日
	墓地等に関する経営の許可	大和市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年大和市条例第9	30日

		号) 第9条	
介護保険課	指定居宅介護支援事業者の指定	介護保険法（平成9年法律第123号）第46条及び第79条	7日
	指定居宅介護支援事業者の指定の更新	同法第46条及び第79条の2	7日
	指定介護予防支援事業者の指定	同法第58条及び第115条の22	7日
	指定介護予防支援事業者の指定の更新	同法第58条及び第115条の31	7日
	指定地域密着型サービス事業者の指定	同法第42条の2及び第78条の2第1項	7日
	指定地域密着型サービス事業者の指定の更新	同法第42条の2及び第78条の12	7日
	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	同法第54条の2及び第115条の12第1項	7日
	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新	同法第54条の2及び第115条の21	7日
	基準該当居宅サービス、基準該当居宅介護支援、基準該当介護予防サービス及び基準該当介護予防支援の事業を行う者の登録	大和市基準該当介護支援事業者の登録等に関する規則（平成12年大和市規則第1号）第3条、第5条、第7条、第9条及び第11条から第17条まで	7日
	指定事業者の指定	同法第115条の45の3第1項	7日
	指定事業者の指定の更新	同法第115条の45の6	7日
要介護及び要支援の認定又は認定等の却下、要介護状態の区分変更及び要介護又は要支援認定の取消	同法第27条から第34条まで	30日	

し		
介護保険料の減免	同法第142条及び大和市介護保険条例（平成12年大和市条例第10号）第12条	30日
介護保険料の徴収猶予	同法第146条及び同条例第11条	30日
介護保険の被保険者の資格取得および喪失	同法第12条	即日
介護保険受給資格証明書の交付	同法36条	即日
介護（介護予防）給付費の支給（特定福祉用具購入費・介護予防特定福祉用具購入費）	同法第44条及び第56条	60日
介護（介護予防）給付費の支給（住宅改修費・介護予防住宅改修費）	同法第45条及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第74条から第76条まで及び第93条から第95条まで	60日
介護（介護予防）給付費の支給（現物給付対象サービスの償還払い分）	同法第41条から第50条まで及び第53条から第60条まで	60日
サービスの利用者負担額の減額、免除等	同法第50条及び第60条	7日
介護保険負担限度額の認定	同法第51条の3及び第61条の3	7日
介護保険特定負担限度額の認定	同法第51条の4及び第61条の4	7日
高額（介護予防）介護サービス費支給決定（受領委任を含む。）	同法第51条及び第61条	60日

	高額医療合算（介護予防） 介護サービス費支給決定	同法第51条の2及び第61条の2	90日
人生100年推進 課	通所型介護予防事業の利 用決定	同法第115条の45第1項	7日
	高齢者（65歳以上の者）に 係る障害認定	所得税法施行令（昭和40年政令第33 号）第10条	7日
	老人集会所の指定	大和市老人集会所の指定に関する 規則（昭和53年大和市規則第18号） 第3条及び第4条	7日
障がい福祉課	自立支援給付等の支給	障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律（平成 17年法律第123号）第19条、第28条 から第30条まで、第34条、第35条、 第51条の17、第52条、第70条及び第 76条の2並びに大和市自立支援給 付費の支給等に関する規則（平成18 年大和市規則第38号）第4条	30日（障害支援区 分認定を含む場 合は90日）
	特別障害者手当の支給	特別児童扶養手当等の支給に関す る法律（昭和39年法律第134号）第 3条	30日
	心身障害者医療費助成の 支給	大和市心身障害者医療費助成条例 （昭和47年大和市条例第41号）第2 条	10日
	障害者福祉手当の支給	大和市障害者福祉手当に関する条 例（昭和41年大和市条例第25号）第 2条	30日
	基準該当障害福祉サービ ス事業者の登録に係る基 準	大和市基準該当障害福祉サービ ス事業者の登録に関する規則（平成15 年大和市規則第9号）第3条	30日

	補装具作製事業者の登録	大和市自立支援給付費の支給等に関する規則第31条	30日
	日常生活用具給付の支給	大和市日常生活用具給付等事業の実施に関する規則（平成18年大和市規則第84号）第3条、第4条及び別表第1	30日
	移動支援の支給	大和市移動支援事業の実施に関する規則（平成18年大和市規則第85号）第3条	30日
	移動支援事業者の登録	同規則第12条及び第13条	30日
	日中一時支援の支給対象者	大和市日中一時支援事業の実施に関する規則（平成18年大和市規則第86号）第3条	30日
	日中一時支援事業事業者の登録	同規則第12条及び第13条	30日
	重度身体障害者訪問入浴サービスの支給	大和市重度身体障がい者訪問入浴サービス事業の実施に関する規則（平成19年大和市規則第38号）第3条	30日
	訪問入浴サービス事業者の登録	同規則第12条及び第13条	30日
生活援護課	生活保護法による保護の決定	生活保護法第24条	14日
	生活困窮者住居確保給付金の支給決定	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第6条	14日

7 こども部

所管課名	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
こども総務課	助産施設又は母子生活支援施設への入所措置の決	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条及び第23条	30日

	定		
	児童手当の受給資格認定	児童手当法（昭和46年法律第73号） 第7条第1項及び第2項	60日
	児童手当の額の改定	同法第9条	60日
	ひとり親家庭等の家賃助成	大和市ひとり親家庭等の家賃の助成に関する条例（昭和49年大和市条例第14号）第7条	30日
	児童扶養手当の受給資格及び額の認定	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条及び第6条	30日
	小児医療証の交付	大和市小児医療費助成条例（平成7年大和市条例第13号）第6条	10日
	ひとり親家庭等の医療証の交付	大和市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成3年大和市条例第26号）第6条	30日
	養育医療給付の認定	母子保健法（昭和40年法律第141号） 第20条第1項	21日
ほいく課	保育所の利用の決定	児童福祉法第24条	60日
	利用者負担額等の減免	大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例（平成26年大和市条例第21号）第4条	30日
	子どものための教育・保育給付認定	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条	30日
	子どものための教育・保育給付認定の変更	同法第23条	30日
	子育てのための施設等利用給付認定	同法第30条の5	30日
	子育てのための施設等利用給付認定の変更	同法第30条の8	30日
	大和市屋内こども広場の	大和市屋内こども広場条例（平成26	即日

	利用承認	年大和市条例第13号) 第8条	
	大和市子育て支援施設の利用承認	大和市子育て支援施設条例(平成29年大和市条例第7号) 第18条	14日
	大和市子育て支援施設の利用取消し又は変更の承認	同条例第19条	14日
すくすく子育て課	障害児通所給付の支給	児童福祉法第6条の2、第21条の5の4、第21条の5の7、第21条の5の12及び第24条の27並びに大和市障害児通所給付費の支給等に関する規則(平成24年大和市規則第26号) 第4条	30日
	基準該当障害児通所支援事業者の登録	大和市基準該当障害児通所支援事業者の登録に関する規則(平成24年大和市規則第22号) 第3条	30日
こども・青少年課	児童館の使用承認	大和市児童館条例(昭和44年大和市条例第21号) 第17条及び第18条	即日
	青少年センターの利用等の承認	大和市青少年センター条例(平成8年大和市条例第15号) 第4条及び大和市青少年センター条例施行規則(令和2年大和市規則第39号) 第4条及び第5条第2項	即日
	放課後児童クラブへの入会の承認	大和市放課後児童クラブ事業条例(平成19年大和市条例第43号) 第3条	5日
	放課後児童クラブの育成料の減免	同条例第8条	30日

8 文化スポーツ部

所管課名	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
------	--------	------	--------

文化振興課	文化財の指定	大和市文化財保護条例（昭和38年大和市条例第25号）第3条	大和市文化財保護審議会で審議後14日
	文化財の現状変更移転等の承認	同条例第10条	14日
	下鶴間ふるさと館の母屋の使用の承認	大和市下鶴間ふるさと館条例（平成17年大和市条例第46号）第4条	即日
	下鶴間ふるさと館の使用料の減免	同条例第13条	即日
	芸術文化ホールの利用の承認	やまと芸術文化ホール条例（平成26年大和市条例第12号）第8条	即日
	芸術文化ホールの利用の取消し又は変更の承認	同条例第10条	即日
	芸術文化ホールの利用料金の減免	同条例第14条	即日
	芸術文化ホールの利用料金の還付	同条例第15条	即日
	芸術文化ホールの受付期間外申請の対象事業の認定	やまと芸術文化ホール条例施行規則（平成26年大和市規則第41号）第6条第3項第3号及び第4号	14日
芸術文化ホールの利用料金減免の対象事業の認定	同規則別表第3、1 ホール等の利用料金の減免の表文化芸術振興に寄与する活動であると市長が認めたときの項	14日	
図書・学び交流課	生涯学習センターの利用者資格等に関する登録	大和市生涯学習センター条例（昭和44年条例第20号）第8条	14日
	生涯学習センターの利用の承認	同条例第10条	即日
	生涯学習センターの利用	同条例第12条第4項	即日（各機関との

	料金の減免		連絡期間を除く。)
	生涯学習センターの利用 料金の還付	同条例第12条第5項	即日(各機関との 連絡期間を除く。)
	学校施設の使用許可	大和市立学校施設使用条例(昭和34年大和市条例第2号)第2条第1項	14日
	学校施設の利用者登録	同条例第2条第1項並びに大和市立学校施設使用条例施行規則(昭和44年大和市教育委員会規則第1号)第4条、第5条及び第6条	14日
	学校施設の使用料還付	同条例第5条第3項ただし書	7日
	学校施設の使用料の減免	同条例第5条第2項及び大和市立学校施設使用条例施行規則第10条	14日
	利用者カードの交付	大和市立図書館条例施行規則(令和2年大和市規則第37号)第8条第2項	即日
スポーツ課	スポーツ施設の利用の承認	大和市スポーツ施設設置条例(昭和61年大和市条例第35号)第16条	即日
	学校施設の使用許可	大和市立学校施設使用条例第2条第1項	14日
	学校施設の利用者登録	同条例第2条第1項並びに大和市立学校施設使用条例施行規則第4条、第5条及び第6条	14日
	学校施設の使用料還付	同条例第5条第3項ただし書	7日
	学校施設の使用料の減免	同条例第5条第2項及び大和市立学校施設使用条例施行規則第10条	14日

9 街づくり施設部

所管課名	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
------	--------	------	--------

街づくり総務課	市営住宅入居者の決定	大和州市営住宅条例（平成9年大和 市条例第17号）第8条及び第9条	7日
	市営住宅家賃の減免・徴収 猶予	同条例第16条	7日
	市営住宅における収入額 の認定に係る特例措置	大和州市営住宅条例施行規則（平成 9年大和市規則第38号）第19条	7日
	市営住宅における同居の 承認	大和州市営住宅条例第12条第1項	14日
	市営住宅における承継入 居の承認	同条例第13条第1項	30日
	市営住宅における駐車場 使用者の決定	同条例第45条	7日
	市営住宅における駐車場 使用料の減免・徴収猶予	同条例第47条	7日
	自家用有償旅客運送を行 う者の登録	道路運送法（昭和26年法律第183号） 第79条	30日
	自家用有償旅客運送を行 う者の更新の登録	同法第79条の6	30日
	自家用有償旅客運送を行 う変更の登録	同法第79条の7	30日
建築指導課	建築物の仮使用の認定	建築基準法（昭和25年法律第201号） 第7条の6及び第18条	21日
	仮設建築物の建築の許可	同法第85条	45日
	建築物の敷地の接道条件 の緩和の決定（包括同意を 含む）	同法第43条	45日
	位置指定道路の指定	同法第42条	35日
	用途地域で制限されてい る自動車修理工場の許可	同法第48条	60日

(第1種住居地域及び第2種住居地域内)		
用途地域で制限されている建築物の許可(第1種低層住居専用地域における高さ制限)	同法第55条	45日
道路内の建築制限の例外に関する許可(包括同意含む)	同法第44条	60日
容積率の緩和の決定	同法第52条、第59条、第60条の2、第68条の3、第68条の4、第68条の5の5、第68条の7及び第86条の6	45日
建築協定の認可	同法第70条	45日
総合設計等の認定	同法第86条、第86条の2及び第86条の5	45日
大規模建築物の接道条件の緩和	大和市建築基準条例(平成12年大和市条例第11号)第4条	35日
前面道路みなし道路の認定	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第131条の2	35日
日影による中高層建築物の高さ制限の緩和(包括同意含む)	建築基準法第56条の2	45日
長期優良住宅建築等計画の認定(技術審査の適合証明の添付がある場合)	長期優良住宅の普及に関する法律(平成20年法律第87号)第5条	7日
長期優良住宅建築等計画の認定(設計住宅性能評価書の写しの添付がある場合)	同法第5条	21日

長期優良住宅建築等計画の認定（技術審査の適合証の添付がない場合）	同法第5条	35日
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する認定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条	45日
低炭素建築物新築等計画の認定（大和市手数料条例（昭和26年大和市条例第9号）別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表第1号（2）の場合）	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項	7日
低炭素建築物新築等計画の認定（同条例別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表第1号（1）の場合）	同法第54条第1項	35日
建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定（同条例別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表（以下「建築物省エネ法関係の表」という。）第5号（2）（イ）に掲げる建築物が含まれる場合を除く。）の場合）	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項	7日
建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定（建築物省エネ法関係の表第第	同法第29条第1項	21日

	5号(1)イ(ウ)の場合)		
	建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定(建築物省エネ法関係の表第5号(1)ア、イ(ア)若しくは(イ)若しくはウ又は(2)ウ((イ)に掲げる建築物が含まれる場合に限る。)の場合)	同法第29条第1項	35日
	建築物のエネルギー消費性能基準に適合している旨の認定(建築物省エネ法関係の表第9号(2)の場合)	同法第36条第1項	7日
	建築物のエネルギー消費性能基準に適合している旨の認定(建築物省エネ法関係の表第9号(1)イ又はウ((イ)及び(エ)に掲げる建築物の部分のみで構成される一の建築物に限る。)の場合)	同法第36条第1項	21日
	建築物のエネルギー消費性能基準に適合している旨の認定(建築物省エネ法関係の表第9号(1)ア又はウ((イ)及び(エ)に掲げる建築物の部分のみで構成される一の建築物を除	同法第36条第1項	35日

	く。) の場合)		
	耐震性不足の認定を受けたマンションにおける容積率緩和許可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号） 第105条第1項	45日
街づくり計画課	田園住居地域内における建築行為等の許可	都市計画法（昭和43年法律第100号） 第52条第1項	30日
	市街地開発事業等予定区域内における建築行為等の許可	同法第52条の2第1項	15日
	都市計画施設区域内及び市街地開発事業施行区域内における建築の許可	同法第53条第1項	15日
	都市計画事業地内における建築行為等の許可	同法第65条第1項	30日
	市街化区域内の開発行為の許可	同法第29条第1項	45日
	市街化調整区域内の開発行為等の許可（定型的な施設）	同法第29条第1項、第42条第1項及び第43条第1項	21日 45日
	市街化調整区域内の開発行為等の許可（開発審査会の議を要するもの）	同法第29条第1項、第42条第1項及び第43条第1項	21日又は45日に 最大90日を加えた期間
	開発行為の変更許可	同法第35条の2第1項	30日
	開発行為の変更許可（開発審査会の議を要するもの）	同法第35条の2第1項	30日に最大90日 を加えた期間
	開発許可を受けた区域内における建築制限の解除承認	同法第37条	14日
市街化調整区域内の開発	同法第41条第2項	21日	

	許可の条件たる建築物制限の特例許可		
	開発許可に基づく地位の承継承認	同法第45条	14日
	大和市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成19年大和市条例第41号）に基づく開発事業基準の適合確認	同条例第23条	35日
	路外駐車場の届出に対する受理の通知（附置含む）	駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条及び大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成6年大和市規則第4号）第4条第2項	14日
	駐車施設の附置の特例承認	大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成5年大和市条例第28号）第10条第3項	15日
	ホテル等の建築計画届出書の承認	大和市ホテル等の建築の適正化に関する条例（昭和62年大和市条例第29号）第5条第2項	21日に最大で90日を加えた期間
街づくり推進課	土地区画整理施行地区内における建築物の移転又は除却についての認可	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第7項	15日
	土地区画整理事業に伴う測量及び調査のための土地の立入等の認可	同法第72条第1項	10日
	土地区画整理事業に伴う測量及び調査のための障害物伐採の認可	同法第72条第6項	10日

個人施行の土地区画整理 事業の施行の認可	同法第4条第1項	25日
個人施行の土地区画整理 事業の換地計画の認可	同法第86条第1項	19日
個人施行の土地区画整理 事業の終了の認可	同法第13条第1項	19日
土地区画整理組合の設立 認可	同法第14条第1項及び第2項	25日
組合施行の土地区画整理 事業の換地計画の認可	同法第86条第1項	19日
土地区画整理組合の解散 認可	同法第45条第2項	19日
土地区画整理組合の決算 報告書の承認	同法第49条第1項	12日
土地区画整理施行地区内 における建築行為等の許 可	同法第76条第1項	21日
市街地再開発事業施行地 区内における建築行為等 の許可等	都市再開発法（昭和44年法律第38 号）第66条第1項	15日
屋外広告物の設置・継続表 示に関する許可	屋外広告物法（昭和24年法律第189 号）第4条	10日
屋外広告物の許可の内容 変更等の許可	同法第4条	7日
行為の規制等に関する届 出又は勧告	景観法（平成16年法律第110号）第 16条第1項及び第2項	30日
景観重要建造物の指定	同法第19条第1項	街づくり推進会 議の意見聴取後 30日

	景観重要樹木の指定	同法第28条第1項	同
	管理協定の認可	同法第38条第1項	同
	景観地区内の建築物の建築計画の認定	同法第63条第1項	30日
	景観協定の認可	同法第83条第1項	45日
	景観整備機構の指定	同法第92条第1項	街づくり推進会議の意見聴取後 30日
	景観づくり促進地区の指定	大和市景観条例（平成20年大和市条例第13号）第15条第1項	同
	地区街づくり協議会の認定	大和市みんなの街づくり条例（平成10年大和市条例第7号）第10条第1項	街づくり推進会議の意見聴取後 30日
	地区街づくり計画の認定	同条例第14条第1項	街づくり推進会議の意見聴取後 30日
	地区街づくり協定の認定	同条例第17条第1項	街づくり推進会議の意見聴取後 30日
道路安全対策課	放置自転車移動保管料の免除	大和市自転車等の放置防止に関する条例（昭和59年大和市条例第11号）第13条第2項	即日
	自転車駐車場使用料の免除	同条例第16条	即日
	自転車駐車場使用料の還付	同条例第17条	14日
道路管理課	法定外公共物の敷地等における行為の許可	大和市法定外公共物管理条例（平成15年大和市条例第8号）第4条	14日
	法定外公共物占用料の減	同条例第8条	14日

	免		
	道路構造の承認	道路法（昭和27年法律第180号）第24条	14日
	道路占用許可	同法第32条	14日
	道路占用の変更の許可	同法第32条第3項	14日
	車両通行の認定	同法第47条の2第1項	21日
	道路予定地における占用許可、占用の変更許可	同法第91条第1項	14日
	道路占用料減免	大和市道路占用料徴収条例（昭和28年大和市条例第3号）第5条	14日

10 消防本部

所管課名	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
警防課	大和市防災指導センターの使用の承認	大和市防災指導センター設置条例（昭和63年大和市条例第27号）第3条	7日
予防課	危険物施設の設置に係る許可	消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項	21日
	危険物施設の変更に係る許可	同法第11条第1項	14日
	危険物施設の完成検査	同法第11条第5項	検査日から起算して5日
	危険物施設の仮使用に係る承認	同法第11条第5項ただし書	14日
	危険物施設の完成検査前検査	同法第11条の2第1項	検査日から起算して5日
	予防規程の認可	同法第14条の2第1項	7日
	完成検査済証の再交付	危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第8条第4項	7日
	休止中の漏れの点検期間延	危険物の規制に関する規則（昭和	7日

	長	34年総理府令第55号) 第62条の5 の2 第2項ただし書及び第62条の 5の3 第2項ただし書	
	許可書等の再交付	大和市危険物の規制に関する規則 (昭和46年大和市規則第13号) 第 20条	7日

別表第2 (第2条関係)

許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
政務活動費の交付決定	地方自治法第100条第14項	14日

備考 この表に掲げる許認可等事務については、大和市長の権限に属する事務の補助執行等に関する規程（昭和35年大和市訓令第3号）第6条の規定により大和市議会事務局長及び事務局職員が事務を行う。